

機会に恵まれず中高年となった氷河期世代の方々は今もなおやっぱり機会が狭いままだと、だから今から働く機会をと。例えば高齢者の方々や女性というものの活躍する場面をしっかりとつくりたいとしても、我が国の労働力というのは足りていないと。そこに、かつてそうやって機会に恵まれなかった就職氷河期世代の方々にも是非とも社会で活躍していただけるような方策を考えるべきだという認識はみんなあるんだと思うんですけども、自立できなかった場合、今後、家にとらっしゃる、親御さんの元にいらっしゃる方々というの、親御さんがいらっしゃらなくなった場合はその後どうなるんだというところを少し想定していない、想定してやはり施策を打っていくべきだということがありました。

この部分が一番私の印象に残っているんですけども、もう少し詳しく御説明を残り時間でいただきたいと思います。(発言する者あり)

○会長(福山哲郎君) 近藤参考人、挙手をお願いいたします。

○参考人(近藤絢子君) ありがとうございます。正直に申し上げますと、私も財政学は余り専門ではないので、具体的な制度設計まで踏み込んだ提言というのはちょっと難しいものがあるんですけども、やはり大本の問題は、低賃金で働いていますので、そのために転職とかスキルアップみ

たいな投資をする時間もないという層が一定数存在している、その人たちというのは結局今親がセーフティネットみたいになっていてるんですけども、そこがなくなったときどうするかということなんで、それは親であれ何であれ、要は金銭的な問題で困窮しているところが問題の本質だと思っんです。

なので、やはりそこに関しては、当然、本人の自助努力を妨げないという難しい課題が出てくるんですけども、やはり何らかの形で、所得再分配という形で困窮しないようにするということを考えていく必要があるだろうという、非常に曖昧なお答えで申し訳ないんですけども。何らかの形で、その同じ世代の中でも所得の高い人と低い人がいるということ、何らかの形で政府が所得再分配するというようなことをしていかないと、逆に社会不安みたいなことが起こってくるのではないかと思うんですけども。ただ、やっぱり再分配政策には非常に政治的な抵抗が大きいというのも存じ上げていますので、実現するにどうすればいいのかというのは非常に難しい問題だなと思っております。

済みません、余り答えになっていないですけども、以上です。

○山本啓介君 ありがとうございます。終わります。

○会長(福山哲郎君) 古賀千景君。
○古賀千景君 こんにちは。立憲民主・社民・無所属の古賀千景と申します。

私は教員を七年前までしておりまして、今回国会にも給特法の見直しというところで法案が出てきますので、是非議員の皆さんにも知っていただきたくて、教員のことについてちょっと話をさせていただきます。

教員は、労基法ではなく給特法という法律、一九七一年に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのが本名ですが、これにおける公立学校の教育職員の給与や労働条件を定めた法律となります。

教育は自発的や創造性が必要とされるということで、正解や上限がない仕事とされています。そのために、こういう公立の義務教育諸学校等の教職員の職務と勤務体系の特殊性に基づきというこの言葉があつて、この給与は、その他の給与条件についても特例を定めた法律となります。

原則的には、私たちには、教員には残業時間が全く手当が出ません。代わりに教職調整額というのが四%出ます。この法律ができたとき、学校の教職員の残業は月に八時間でした。今は月に四十七時間平均と言われていますが、この四%は変わらないままです。これから法律としては、一%ずつ上げていこうというふうな法律が今回出るんで

はないかと言われている状況です。

業務はたくさんあります。授業の準備から、評価をすることから、保護者との連絡から。しかし、そういうのは、この法律が残業を命じられるのは四つだけということが明記されていて、これが校外実習、修学旅行などの学校行事、職員会議、非常災害だけの四つです。ですので、教員がどれだけ遅くまで丸を付けても、あしたの授業の準備をしても、それは残業にはならず、自発的に教職員がやりたくてやっている仕事だという、この認識になっているのがこの法律になります。

ただ、私立や国立学校は三六協定の労基法適用なんですよ。同じ職務で働いていても、労基法適用がある、給特法がある、このような状況で、私はとてもおかしいと思っております。

まず、高見参考人の方にこの法律についてどう思われるかを、御認識お聞かせください。

○参考人（高見具広君） 貴重な御意見及び御質問、誠にありがとうございます。

私事ですが、娘が公立中学に通っておりますので、教員の業務が多岐にわたって大変忙しいというのには容易に想像が付くところでございます。

今委員から御指摘あったように、公立の学校と私立の学校で法律、適用される法律が違って、その結果として公立の教員が非常に残業手当が十分でない中、長時間の労働をしているという状況と

いうのは非常に私自身は問題だというふうにご考えます。

もちろん、そのときにどういうふうに変えていくのがいいのかというのはいろいろ、私も法律は専攻しておりませんで分からないところはありますが、もちろん、今の残業時間に見合った残業手当を支給するというのももちろん当然大事なことであります。ただ、根本的なものとして、その健康ですよ、生活、健康。生活というよりは多分健康を害するようなレベルというのも多分多々あると思いますので、そういう意味では、それは時間外労働の手当が支給されればそれでいいというものではないというのは当然のことです。ですので、法律にどうというのは分かりませんが、その長時間労働を歯止めを掛けるような規制というのが私自身としては求められるというふうにご考えるところでございます。

以上でございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、手当を付けるとか賃金を上げるだけでは働き方改革はできなくて、今、教職員は自殺が過去最高ですし、病休者がどんどん出ていって、それが欠員状況、学校に担任がいけないという状況はこの法律が基にあると私は思っていて、業務削減又は職員を増やすというのがとても大事だと考えております。

この視点で浅倉参考人の方にもお伺いしたいと思います。

このような状況の中に、表には余り出ておりませんが、実は女性、小学校教員は結構女性が多い、六割いたんですね、数年、十年前ぐらいまで。今は四割の受験者になりました、女性の割合は。そして、病休も早期退職も女性が多いんです。だから、その女性が多いという、辞めなければならぬ、そして受験もなくなっている、このような法律、そしてこの学校の働き方というのをどのようにお考えか、お願いします。

○参考人（浅倉むつ子君） おっしゃるとおりだと思います。

恐らく、教員というのは聖職者意識を持った者が教員であるという非常に古い考え方の下にこういう法律ができていくんだと思うんですけども、それはそもそももうなくすべきであると。教員も一介の労働者であるという考え方の下に、適正な教員の数、それから担当の生徒数、そういうものからしっかりときちんとした、時間外労働に対しては時間外労働手当を払うという、そういう仕組みに当然すべきだというふうには私は考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、近藤参考人の方にもお伺いしたいと思います。

今労働界の方で定年延長などが叫ばれていて、六十歳の定年だったのが少しずつ延びていっているというのがとてもたくさんさんの会社で、企業で行われておりますが、賃金が七割、大きく見たら六十を超えたら、同じ仕事をしていても七割というの一般的なようになっていて、そして、再任用という、延長じゃなくて再任用だったら六割とかいうもつと低い賃金で働かされるという状況があります。

おっしゃっていたとおり、働きたい人が働けるような環境づくりをということをお話をお話を聞いてとても思ったんですけれども、その業務と賃金、年齢でそうやって定年延長になったら七割になるとか、そういうところの賃金配分というか、それはどのようにお考えか、教えてください。

○参考人（近藤絢子君）　そこは結構複雑な問題だと思えますね。

それはけしからぬと言ってしまうと、今度は採算が取れなくなっていくわけですよ。あと、統計を細かく見ていくと、中小企業だと賃金カーブ、そんな六十歳とか六十五歳でがくと下がるといいう形はしていないんですけれども、大企業はそういうふうになっている。

それはなぜかという、やはり中小企業の場合って毎年毎年数人しかそこに当ってはまる人がいな

いので、そのときそのときでちゃんと交渉して決めていくことができるわけですけれども、大企業の場合は、毎年毎年何十人ってそこに、カテゴリーに当ってはまる人がいる場合というのは、やっぱり何か一律の規則で切っていくか何か不公平感みたいなのが生まれてしまうみたいな、そういうふうな、何か労務管理上のところに起因しているらしいという印象がありまして、なので、なかなかそこを一律にそれはやっちゃ駄目だよと言ってしまおうと、それはそれで逆に何か変な副作用が発生してくるという可能性があつて、ただやっぱり、おっしゃるとおり、同じ仕事を続けているのに年齢がある一定年齢になったら突然下がるというのはおかしいことではあるので、それは徐々に是正されるべきだと思えますけれども、そこを何か法律で上から押さえてしまおうと、それは多分、恐らくそれ、今度は脱法的な形で変なことをし始めるといふことが起きてくると思えますので。

そこに関しては、今、大企業は、すごく、人事制度をいかに柔軟にするかというの、その定年延長とかの話だけにかかわらずいろいろところで言われていますので、そういうのもうちょっと大きな問題の一部として考えていくべき問題なんだろうなというふうに思います。

○古賀千景君　ありがとうございます。

民間、学校の現場でも、限って申し訳ないんですが、学校の現場は、民間の方は役職定年に六十でなったときかなり、責任とか業務とかがかなり削減されていくというふうなお話も伺っているんですが、学校現場は六十になっても同じような仕事を全くずっと続けていって、今、病休とか育休の代替者が見付からなくて、そこに入っていくのがその再任用の皆さんで、同じように担任をしながらという形がずっと続いております。これがとてもおかしいことだとやはり声をたくさん聞いておりますので、そのことをちょっとお伺いしたくてお尋ねをしました。

私は、質問は今日はこれで大丈夫です。ありがとうございます。

○会長（福山哲郎君）　河野義博君。

○河野義博君　公明党の河野義博です。

今日は、三人の先生方、ありがとうございます。

まず、一問ずつ同じことを聞かせていただきました。ありがとうございます。

今日、日本で誰でも知っている経営者の方が院内で講演をされておられまして、ちょっとびっくりしたんですけど、やっぱり日本は税金が高過ぎるということをおっしゃっておられる。労働力が高いから移民を受け入れるとおっしゃっておられます、大丈夫かなと思ひながら私は聞いていま